

第六次国有林野施業実施計画書

第三次変更計画

(神通川森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	令和 6 年 3 月
第二次変更	令和 7 年 3 月
第三次変更	令和 8 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
	・ 治山に関する事項について	
II	変更事項	
4	治山に関する事項	2

神通川森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第三次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
相ノ又谷、上藤谷、杉谷、北又谷、東又谷、阿部木谷、南又谷、ブナクラ谷、小又川、一の谷、称名川、久婦須川、白萩川	保全施設	溪 間 工	13
相ノ又谷、南又谷、ブナクラ谷、一の谷、称名川	保全施設	山 腹 工	5
相ノ又谷、ブナクラ谷	保全施設	そ の 他	2
神通川森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	15.18
合 計	保全施設	溪 間 工	13
		山 腹 工	5
		そ の 他	2
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	15.18

- (注) 1 位置は、単位流域を表す。
 2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。
 3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。